

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業に係る  
評価項目及び評価手順

**1 評価基準**

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

**2 決定方法について**

- (1) 入札参加資格を満たす者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
  - ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
  - イ 入札に係る技術等が入札の公告(これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値が最も高い者が二人以上ある場合は、当局が用意した入札に関係ない職員にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

**3 総合評価の方法**

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次の規定するところによるものとする。

**【得点配分】**

総得点：300点

- |            |   |                              |   |
|------------|---|------------------------------|---|
| 〔 価格点：100点 | 〔 | 価格と同等に評価できない項目 100点 (評価項目※1) | 〕 |
| 技术点：200点   |   |                              |   |
- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| 〔 価格と同等に評価できる項目 100点 (評価項目※2) | 〕 |
|-------------------------------|---|

- (2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

計算式：(1 - 入札価格／予定価格) × 100

- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

- ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
  - イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点とする。
  - ウ 必須とする項目のうち、1つでも要件を充足できないとみなされ、全委員が0点とした項目がある場合は不合格とする。

- エ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。
- オ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- カ 創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
- キ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、上記ウに該当する場合は、技術点の算出を行わない。
- ク 過去に賃上げの実施を表明し、当該評価項目に係る加点を受けたものの、表明期間終了後の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点する。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

## 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業に係る提案書技術審査用紙

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

## II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分		
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計
1 事業の実施方針		/ 13点	/ 10点	/ 23点
(1)事業の目的・趣旨の理解	事業の目的及び趣旨を理解し、公正・中立的な立場で事業を実施できるか	/ 10点		/ 10点
(2)提案書の記載内容	仕様書記載の事業内容について、すべて網羅されているか	/ 3点		/ 3点
(3)事業実施のスケジュール	事業が円滑に進められるよう、適切なスケジュールとなっているか		/ 10点	/ 10点
2 事業内容		/ 0点	/ 105点	/ 105点
(1)雇用管理改善企画委員会の設置	雇用管理改善企画委員会の設置について、独自の工夫がなされているか		/ 15点	/ 15点
(2)地域ネットワーク・コミュニティによる雇用管理改善の取組	対象事業所の開拓・選定方法について、独自の工夫がなされているか 支援対象企業について、十分な訪問回数を期待できる計画となっているか 導入した雇用管理制度の運用支援のためのコンサルティングや、支援終了後も事業主の自主的な取組が継続できる、独自の工夫がなされているか 労働局管内各地域に雇用管理改善センターを派遣できる能力またはネットワークを有しているか		/ 15点 / 13点 / 25点 / 12点	/ 15点 / 13点 / 25点 / 12点
(3)経験交流会の開催	地域ネットワーク・コミュニティ等との相乗効果や多くの事業主等の参加が期待できる計画となっているか(創意工夫、広報ツール等)		/ 25点	/ 25点
3 組織としての経験・能力		/ 22点	/ 20点	/ 42点
(1)事業遂行のための体制	事業を行う上で適切な財政基盤を有しているか。 支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有しているか。 保有する情報の適切な管理にかかる制度を保有しているか。	/ 5点		/ 5点
(2)事業実績	過去に委員会を運営した経験があるか 過去に同様の調査等(コンサルティング、聞き取り調査、総合調査等)を実施したことがあるか		/ 5点 / 10点	/ 5点 / 10点
(3)事業遂行のための人員体制	管理者の管理能力が十分にあり、事業が遂行可能な人員体制の整備がなされているか 業務のバックアップ体制は確保されているか	/ 7点		/ 7点 / 5点
4 業務従事予定者の経験・能力		/ 10点	/ 0点	/ 10点
(1)専門知識、適格性	事業従事予定者が、当該事業を遂行するにあたって必要となる労働関係法令、労務管理等に係る見識、資格等を十分に持っているか。	/ 10点		/ 10点
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進 (注3)	女性活躍推進法に基づく認定(えるほし認定企業)等 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等	えるほし3段階目(注5) (認定基準5つすべて〇) 8点 えるほし2段階目(注5) (認定基準5つのうち3~4つ〇) 6点 えるほし1段階目(注5) (認定基準5つのうち1~2つ〇) 4点 行動計画(注6) 2点  くるみん(令和7年4月1日以降の基準)(注8)8点 くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(注9)6点 トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)(注10) 6点 くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(注11)6点 トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(注12)6点 くるみん(平成29年3月31日までの基準)(注13)4点 行動計画(令和7年4月1日以後の基準)(注6)(注14) 2点 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 8点		/ 10点 / 10点
6 貢上げの実施を表明した企業等 (注16)	事業年度(もしくは曆年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で、給与所得者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 事業年度(もしくは曆年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】		/ 10点	/ 10点
	合 计	/ 45点	/ 155点	/ 200点

※1 価格と同等に評価できない項目(創造性、新規性等) : 100点

※2 価格と同等に評価できる項目(事業の実施体制、組織の経営基盤、過去の類似業務の実績等、事業の実行可能性を確保するための評価項目等) : 100点

(注1)基礎点(必須)項目は、最低限の要求要件であり、要求要件を充足している場合は配分された点数を与えられ、充足していない場合は0点となる。

1項目でも要求要件が充足できないとみなされ、全委員が0点とした項目がある場合は、その入札参加者は不合格となる。

(注2)加点(任意)項目(「5 ワーク・ライフ・バランス等の推進」を除く。)は、評価に応じて得点を与える。

採点基準は、Aを最上位とする6段階評価とし、評価項目ごとに該当する評価(A~F)をつけ、コメントがあれば、欄外に付記すること。

25点満点の項目:A(特に優れている)=25点、B(優れている)= 20点、C(普通)= 15点、D(やや劣る)= 10点、E(劣る)= 5点、F(非常に劣る)=

20点満点の項目:A(特に優れている)=20点、B(優れている)=16点、C(普通)=12点、D(やや劣る)= 8点、E(劣る)= 4点、F(非常に劣る)= 0

15点満点の項目:A(特に優れている)=15点、B(優れている)=12点、C(普通)= 9点、D(やや劣る)= 6点、E(劣る)= 3点、F(非常に劣る)= 0

10点満点の項目:A(特に優れている)=10点、B(優れている)= 8点、C(普通)= 6点、D(やや劣る)= 4点、E(劣る)= 2点、F(非常に劣る)= 0

5点満点の項目:A(特に優れている)= 5点、B(優れている)= 4点、C(普通)= 3点、D(やや劣る)= 2点、E(劣る)= 1点、F(非常に劣る)= 0点

(注3)「5 ワーク・ライフ・バランス等の推進」については、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(注4)女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

(注5)女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

(注6)常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注7)次世代法第15条の2の規定に基づく認定

(注8)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定

(注9)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定(ただし、注11及び注13の認定を除く。)

(注10)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

(注11)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

(注12)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

(注13)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

(注14)次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

(注15)内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

(注16)過去に賃上げを表明し加点を受けたものの表明書に記載した賃上げ基準に達していない事業者の場合、技術点から11点を減点する。